

長崎市新庁舎建設基本設計業務特記仕様書

業務名 : 長崎市新庁舎建設基本設計業務委託

I 業務概要

1. 業務名称 (長崎市新庁舎建設基本設計業務委託)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (長崎市新庁舎)

(2) 敷地の場所 (長崎市魚の町4番)

(3) 施設用途 (庁舎)

※施設の類型 第四号 第2類

(平成21年国土交通省告示第15号(以下「告示」という。)別添二による建築物の類型)

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については、「■」印、「●」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (7,260㎡ 周辺道路拡幅整備後の面積は6,600㎡程度と想定)

b. 用途地域及び防火地域 (商業地域、防火地域)

c. その他の地域地区等 (埋蔵文化財包蔵地)

d. 建ぺい率、容積率 (建ぺい率 80% 容積率 600%)
総合設計制度を活用し、利用可能容積率は700%程度と想定

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 (52,500㎡程度(庁舎本体 46,200㎡程度、駐車場部分6,300㎡程度))

b. 主要構造 (地盤特性や建物規模等から最も適当な構造を選定する)

c. 耐震安全性の分類

適用する 適用しない

官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 I類

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 甲類

(3) 建設の条件

a. 工事種別 新築

b. 概算(予定)工事費 (236億円程度(消費税相当額を含む))

c. 予定工期 (平成31年度～34年度(予定))

(4) 設計と条件の資料

その他の設計と条件については、次の資料による。

別添概要図面 企画書(要請書) 敷地調査報告書(土質調査)

基本計画図 参考図(データにて貸与) 長崎市新庁舎建設基本計画

(5) 履行期間

契約日から、平成30年3月15日まで

5. 契約方式

長崎市建築設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)による。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成21年度版)」による。

この場合、「調査職員」を「監督職員」と、「協力者」を「下請負人」とそれぞれ読み替える。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の内容及び範囲

a. 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

業務内容の項目	
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査
	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
(4)基本設計方針の決定	(i)総合検討
	(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明
(5)基本設計図書の作成	
(6)概算工事費の検討	
(7)基本設計内容の建築主への説明等	

b. その他

- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり、法令上必要となる、各種の申請に伴う資料の作成
- 委託業務の履行にあたって設計内容の説明等に用いる資料等の作成
(工事費概算書、簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。(法令等に基づくものを除く))

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 概略工事工程表の作成
- 設計過程における市民等への情報提供に必要な資料(イメージ図、スタディ模型等含む)を作成し、市民等からの意見徴収と取りまとめを行う
- 各種障害対策計画(新庁舎建設によって新たに発生する恐れがある電波障害、日照障害、風害、光害等、及び工事中の震動、騒音等について検討し、対策計画を作成する)
- 敷地全体に関する外構及び構内緑化の検討(庁舎前広場など)
- 災害対策活動拠点施設としての特別な検討及び資料の作成(官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づく、建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- 太陽光・風力・地熱・未利用熱・廃熱回収・雨水利用等の未利用エネルギーの事例調査・施設規模に適したエネルギー利用の検討

- ビル管理システム(BMS、BEMS等)の検討(必要機能の最適化の検討・計測計量機器の設置や課金方式の検討等)
- オフィスレイアウト計画関係図書の作成
- ヘリコプターホバリングスペース(庁舎屋上)に関する調査検討・設置手続業務(与条件の整理・事例調査・進入路等の空域検討・気象状況の把握・離着陸規模の確認・導入設備の検討・環境への影響の検討・整備運用上の課題の整理・報告書作成等)
- ながさきデザイン会議等、設計検討会議関係資料作成及び会議参加(5回程度)
- 3D等(外観、内観など)による市民向けプレゼンテーション動画(60秒程度)作成

(注): 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 平面計画、立面計画、構造計画、設備計画等については、数案提出し比較検討する。
- c. 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合、その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、竣工図等)で確認するものとする。
- d. 設計を行う上で、より詳細な情報が必要な場合には、別途、試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査について、監督員と協議を行うものとする。
- e. 地下埋設物の確認については、指定様式により行い、結果を監督員へ打ち合わせ簿により報告するものとする。
- f. 設計箇所に影響及び近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする。

(2) 適用基準等

本業務は国土交通省、長崎県及び長崎市が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。基準等は、最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル

- 長崎県建設工事共通仕様書
- 長崎県福祉のまちづくり条例マニュアル
- 省エネルギー建築設計指針
- 長崎市電子納品運用ガイドライン(案)[業務編]
- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築CAD図面作成要領

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準
- 建築鉄骨設計基準

c. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 給水装置実務必携(長崎市上下水道局)
- 長崎市排水設備技術指針(長崎市上下水道局)

(3) 業務実績情報の登録の可否

- 要 不要

(4) 業務計画書

プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

※受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により、当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士

(6) 資料の貸与及び返却

貸与資料	建築	電気	機械
<input type="checkbox"/> 既存施設設計図(紙媒体)			
<input type="checkbox"/> 既存施設設計図(CADデータ)			
<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書			
<input type="checkbox"/> 特記仕様書原図CADデータ(A2版)			
<input type="checkbox"/> 参考図			
<input type="checkbox"/> その他			

貸与場所 (長崎市まちづくり部)

返却場所 (長崎市まちづくり部)

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録し、監督職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(8) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 (-)

指定部分の履行期限(平成 年 月 日まで)

(b) 成果物の提出場所 (長崎市まちづくり部)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る実施設計及び工事の受注者に貸与することがある。

(d) 受注者は契約の履行状況について監督職員へ報告すること。

3. 成果物、提出部数等について

本業務で提出する成果物の内容及び部数等については、下記による。

a. 基本設計

区分	成果物等	原図 (部数)	陽画(部数)			データ	備考 (特記なき場合はA1版)
			A	B	C		
建築(総合)	建築(総合)基本設計図書	1部	2			要	
	仮設計画概要書 ()	1部	2			要	
建築(構造)	建築(構造)基本設計図書	1部	2			要	
	()						
電気設備	電気設備基本設計図書	1部	2			要	
	()						
機械設備	機械設備基本設計図書	1部	2			要	
	()						
その他	透視図						必要に応じて提出
	模型						必要に応じて提出
	工事費概算書	1部	2			要	
	概略工事工程表	1部	2				
資料	各種技術資料		1			要	
	各記録書 ()		1			要	

(注) 1 陽画 A A3または、A4ファイル綴じ
 B A1又はA2 2つ折り製本
 C A3縮小版2つ折り製本

- 2 各設計図は、各業務に応じ、原則として告示別添一の表中に掲げる設計図とする。
- 3 データ提出用メディアはCD-R(正副2部)を原則とし、ソフトの種類については監督職員と十分協議すること。
- 4 設計図はCADで作成すること。またCADデータ(sfc形式、JWW形式及びPDF形式の3種類)を原図と併せて提出すること。
- 5 建築(構造)の成果物は、建築(総合)設計の成果物の中に含めることができる。
- 6 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)設計の成果物の中に含めることができる。
- 7 その他、部数など特記されたものを除き監督職員の指示による。
- 8 特記なき成果品(紙媒体)はA4判 市販ファイル綴じとする。

4. 共通事項

- (1) 工事建物の使用状況を考慮した仮設計画及び工事計画の検討を行うこと。
- (2) 長崎県産材の利用を考慮した設計を行うこと。
- (3) 建設リサイクル、騒音規制、振動規制対応の設計を行うこと。
- (4) 設計に際しては、コスト縮減等の各種検討を行うこと。なお、検討項目については、監督職員の指示による。
- (5) 発注者側に帰すべき事由による設計条件の変更がない限り、業務成果品の図面の種類及び枚数等による業務委託費の変更は行わない。
- (6) 調査に伴う災害及び公害の防止は関係法令等に従い適切に行い、第三者への危険防止には特に留意すること。
- (7) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。